

第6回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年7月19日(金)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員27名

4 出席委員 27名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	14番 板倉 保	15番 佐久間 正夫
16番 奥野 政義	17番 川島 三夫	18番 川名 康夫
19番 鶴岡 公一	20番 地引 正和	21番 御園 豊
22番 葛田 吉弥	23番 鈴木 弥須雄	24番 渡邊 喜一
25番 長谷川 重義	26番 藤井 幸光	27番 榎本 雅司

5 欠席委員 なし

6 出席事務局職員 3名

小藤田事務局長 森副参事 鈴木主幹

◎開 会

平成25年7月19日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第6回農業委員会総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は、27名中26名でございますので、会議は成立しております。

次に、19番、鶴岡公一委員からおくれる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。11番、山下和彦委員、12番、宮嶋十郎委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

議案1ページと会議資料1ページの所有農地及び耕作地に関する申告書をごらんください。本件は、平成25年6月17日付で提出がありました。坂戸市場在住の方が、同一世帯での贈与を行いたいとするもので、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりでございます。権利者の営農状況については、議案資料に添付してございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりました。

本案件につきましては、同一世帯内での贈与の申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略します。

質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めますが、議案第1号の2ないし議案第1号の

4については、関連がありますので、議案第1号の2ないし議案第1号の4について、一括して事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の2ないし4についてご説明申し上げます。

議案資料1ページと会議資料3ページの所有農地及び耕作地に関する申告書をごらんください。本件は、平成25年6月24日付で提出がございました。申請内容につきましては、申請理由は、譲り受け人は、自作地に隣接しており、耕作に便利であることから取得したいとのことです。

議案第1号の2における譲り渡し人は、譲り受け人の申し出を受けるものです。

議案第1号の3における譲り渡し人は、高齢であり人手不足のため譲り受け人からの申し出を受けるものです。

議案第1号の4における譲り渡し人は、高齢となり遠方で耕作できないとのことです。

議案資料の4ページから6ページの位置図をごらんください。場所は、飯富字水カへ場です。現地を確認いたしましたところ、地目は田で、〇〇—〇、〇〇—〇は管理されており、〇〇—〇、〇〇—〇につきましては、水稻が作付してありました。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具等については問題ありません。農作業常時従事日数につきましては、世帯で625日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、周囲は水稻作地帯で、取得後もこれまでどおり水稻を栽培するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、佐久間正夫委員。

○15番（佐久間正夫君） 15番の佐久間です。先ほど事務局から伺いました飯富字水カへ場〇〇—〇、それから、〇〇—〇、〇〇—〇、〇〇—〇、これ〇〇—〇は木更津市、両市、すぐ近くの人が耕作していたのですけれども、これは袖ヶ浦にあるため、権利者の要望で耕作上便利なため、〇〇さんに頼んで農地を購入してくれという要望がありました。それから、〇〇—〇、〇〇〇〇さん、これはやっぱり高齢のためできないということで、これ全部隣同士で、水田も隣同士でありますので買っただけないかということで、また〇〇さんが耕作上便利なため買い求める。それと、〇〇—〇、これはもともとは、もとは〇〇〇〇医院というか医者やっていた。それ今は親が亡くなって、子供が東京のほうへ引っ越して、それでまた高齢で、遠方のため耕作できないということで、〇〇さんに買っただけないかという話があって、〇〇さんが、では譲っていただきますということで、全部、〇〇〇〇も

同じ〇〇さん。全部田んぼはくっついているもので、地図、フラワーラインの袖ヶ浦公園緑地から南に約500メートルくらいかな、袖ヶ浦と木更津の境目なのです。それ今現在は稲を耕作していますので、借りて耕作していて、全部耕作上便利ということで買い求めることですので、皆さんのご審議をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。  
議案第1号の2ないし議案第1号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2ないし議案第1号の4については許可と決定します。

次に、議案第1号の5について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の5についてご説明申し上げます。

議案資料2ページと会議資料7ページの所有農地及び耕作地に関する申告書をごらんください。

本件は、平成25年7月5日付で提出がございました。申請内容につきましては、申請理由は、譲り受け人は自作地に隣接しており耕作に便利なことから取得したいとのこと。譲り渡し人は、譲り受け人の申し出を受けるものです。

会議資料8ページの位置図をごらんください。場所は、上泉字上鎌田です。現地は、田で耕作されておりました。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等については、トラクター、コンバイン、バインダ、田植え機、農用車を所有しており、乾燥等は委託しているとのこと。農作業常時従事日数につきましては、327日従事しているとのこと。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法は地域の防除基準に従い耕作するとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番の渡邊です。よろしく申し上げます。7月18日、午後3時、代理人の〇〇事務所の〇〇さんと譲受人の〇〇さんと現地で立ち会いをしまして説明を受けました。現地は田んぼ

で米をつくっておりました。高齢のために耕作はちょっと困難なためということで、先ほど事務局が説明したとおりでございます。それで、周りは〇〇さんが全部耕地のほうを耕作しており、利便が非常によいということで買い受けるということでお話を伺っております。場所は、千葉鴨川線の芝グリーン練習場の隣50メートルぐらい入ったところの田んぼでございます。皆さん方のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り直ちに採決いたします。

議案第1号の5について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定します。

次に、議案第1号の6について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の6についてご説明申し上げます。

議案2ページと会議資料9ページの所有農地及び耕作地に関する申告書をごらんください。本件は、平成25年7月5日付で提出がございました。申請内容につきましては、申請理由は、譲り受け人においては、申請地は自宅に近く耕作に便利なことから取得したいとのことです。譲り渡し人は、労働力不足とのことです。

会議資料10ページの位置図をごらんください。場所は、川原井字寺地です。現地は、畑で耕作されておりました。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等については、トラクター、コンバイン、田植え機、農用車を所有しており、乾燥等は委託しているとのことです。農作業常時従事日数につきましては、世帯で230日従事しているとのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法は地域の防除基準に従い耕作するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、御園豊委員。

○21番（御園 豊君） 御園でございます。補足をさせていただきたいと思います。この〇〇さんという方は、10ページの位置図にございますとおり、申請地のすぐ左に〇〇〇という〇〇がございすが、その〇〇でございます。前々回の農業委員会でも議案提案されまして農地を取得しているわけでございますが、この〇〇さんは非常に無農薬、有機栽培ということ売り物にいたしまして一生懸命農業をやっております。農業担当従事者、職員も雇用して農業にいそしんでいる〇〇さんでございます。けさ10時に現地を〇〇〇〇と確認をいたしましたところ、この周辺の〇〇さんが大分借りてつくっております。現地におきましては現在ピーマンを栽培しておりました。非常に熱心な〇〇〇〇で、農業等にも力を入れている〇〇さんでございますので、ひとつご審議のほどよろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第1号の6について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定します。

次に、議案第1号の7について、事務局の説明を求めます。

本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略します。

この関係で事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の7についてご説明申し上げます。

議案2ページと会議資料11ページの所有農地及び耕作地に関する申告書をごらんください。

本件は、平成25年7月5日付で提出がありました。申請内容につきましては、百目木在住の方が、経営移譲年金を継続して受給するため、相続した農地を後継者へ使用貸借しようとするものです。権利の種類は使用貸借権の設定で期間は30年です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終了いたしました。

この関係で質疑をお受けします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第1号の7について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の7については許可と決定します。

次に、議案第1号の8について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の8についてご説明申し上げます。

議案2ページと会議資料13ページの所有農地及び耕作地に関する申告書をごらんください。本件は、平成25年7月5日付で申請がありました。申請内容につきましては、申請理由は、譲り受け人は自作地に隣接しており耕作に便利なことから取得したいとのことです。譲渡人は、債務整理のため売却するものです。

議案資料14ページをごらんください。場所は、岩井字西伝地下です。現地は、田んぼで耕作されておりました。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、50年以上前から山林となっており、耕作できない土地とのことです。農機具等につきましては、トラクター、耕運機、田植え機、農用車を所有しており、コンバイン、もみすり機、乾燥等は借用しているとのことです。農作業常時従事日数につきましては、世帯で315日従事しているとのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、周囲は水稲作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稲の栽培をするとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

17番、川島三夫委員。

○17番（川島三夫君） 17番の川島です。申請地は、今鈴木さんのほうからご説明ございましたとおり岩井の水田耕地のほぼ中央に県道長浦上総線が通っておりますが、そこから市道と接続する、西のほうに100メートルぐらい入ったところがございます、田んぼのほうはきれいに耕作されておりました。この申請地の、図面では上でございます。北側が〇〇〇さん、譲り受け人の〇〇〇さんの土地でございまして、整理負債のために買ってほしいという要望を受けて今回の申請に至ったものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 次に、権利者住所地農業委員の意見を求めます。

7番、渡邊邦男委員。

○7番（渡邊邦男君） 7番、渡邊です。申請者とともに、7月17日午後5時40分より合流して現地を調査してまいりました。説明は、川島委員のとおりであります。なお、申請者の住所は袖ヶ浦市勝で

ありますが、地区は岩井に属しております。委員の皆様の審議をお願いします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号の8について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の8については許可と決定します。

#### ◎議案第2号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）を議題とします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号の1についてご説明申し上げます。

議案資料3ページと会議資料15ページの所有農地及び耕作地に関する申告書をごらんください。本案件につきましては、平成25年7月4日に提出があり、袖ヶ浦市が実施する公売に参加するための買受適格証明書の発行にかかわる案件で、入札日は平成25年9月3日です。この入札に参加するための買受適格証明書の発行についてご審議いただくことと、この権利者が、この買受適格証明書の発行を受けまして、入札で落札した場合、農地の取得でありますので農地法第3条の許可が必要となります。この申請についても提出をさせていただいておりますので、本申請についても許可相当であるか、あわせてご審議をお願いいたします。本件申請理由につきましては、申請地は自作地から近く耕作に便利であるとのことから、当該土地の公売に参加したいとのことでした。

会議資料16ページをごらんください。場所は、神納字卒土田です。現地を確認いたしましたところ、畑として維持管理されておりました。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具等については問題ありません。通作については、赤道から入り申請地に接する所有者からの通行承諾を得ているとのことでした。農作業常時従事日数につきましては、世帯で200日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従うとのことでした。

説明は以上です。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田です。ただいま事務局のほうから説明がありましたとおり、本件につきましては、自作地に近く耕作に便利なことから買い求めようとするものでございます。なお、作道については、所有者に了解を得ていることから耕作に支障ないと思われまふ。よろしく審議のほどお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号の2についてご説明申し上げます。

議案3ページと会議資料17ページの所有農地及び耕作地に関する申告書をごらんください。本件につきましては、平成25年7月3日に提出があり、東京国税局が実施する公売に参加するための買受適格証明書の発行に係る案件で、入札日は平成25年8月26日です。本件も農地の取得でありますので、農地法第3条の許可が必要となります。この申請についても提出をさせていただいておりますので、本申請について許可相当であるか、あわせてご審議をお願いいたします。本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅に隣接しており耕作に便利であることから当該土地の公売に参加したいとのことです。

会議資料18ページをごらんください。場所は、上宮田字堰ノ台、城山です。登記地目は、〇〇が畑、〇〇一〇、〇〇が山林となっておりますが、現地を確認いたしましたところ田となっております。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具等については、トラクター、田植え機、バインダ、ハーベスタを所有しており、刈り取り、もみすり、乾燥は委託しているとのこと。農作業常時従事日数につきましては、世帯で350日とのこと。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、周囲は水稻作地帯であり、今後も水稻を作付するとのこと。

です。

説明は以上です。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

18番、川名康夫委員。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。場所は、県道33号と圏央道の交わる下の信号から1.2キロぐらいのところ。それで、〇〇〇さんと7月5日、16日、18日ご説明を3度にわたって受けました。現地は〇〇—〇というのが田んぼで山になっています。この山の登記、開墾したものです。それで、〇〇〇さん、今現在小作人がいるのですけれども、この小作人との協議は済んでいる、了解済みだということでした。

もう一つ、確認したのですが、本当に農地として利用できるのでしょうかと念を押して聞いたところ、やりますということをおっしゃっていましたので大丈夫だと思います。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の2については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第2号の3についてご説明申し上げます。

議案3ページと会議資料19ページの南房総市発行の農業経営の実態証明書をごらんください。本案件につきましては、平成25年7月4日に申請があり、千葉地方裁判所が実施する競売に参加するための買受適格証明書の発行に係る案件で、入札日は平成25年8月21日から平成25年8月28日までです。本件も農地の取得でありますので、農地法第3条の申請についても許可相当であるか、あわせてご審議をお願いいたします。

本件申請内容につきましては、申請理由は、申請人みずから南房総市で農業経営をしていますが、従事者として袖ヶ浦市のぞみ野に在住する息子が通作しており、南房総市で農業に従事しているとのこと。今回従事者である息子の居住地近くでの競売の物件があり、後継者対策や今後のみずからの農業経営のためにも新たな品目に取り組む必要があることから、試験農場も兼ねて利用したいと検

討しており、従事者の居住地に近く耕作に便利であるとのことから、当該土地の競売に参加したいとのことです。

会議資料20ページをごらんください。場所は、岩井字西です。地目は畑ですが、現在は耕作されておらず、数本の立木と雑草が繁茂している状況でした。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。南房総市農業委員会事務局に確認をしております。農機具等については、コンバイン、トラクター、田植え機、乾燥機等を所有しています。申請地での営農に必要な農機具等は、のぞみ野在住の息子の自宅に保管する予定とのことです。農作業常時従事日数につきましては、世帯で670日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地の利用調整に協力し、農薬等の使用方法等は地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

17番、川島三夫委員。

○17番（川島三夫君） 17番、川島です。議案第2号の3につきまして補足説明をいたします。

申請地は、岩井字西という字名のとおり、岩井の一番西側に位置しておりまして、のぞみ野団地のすぐ道路を隔てた南にございます。15日にこの申請人の息子さんご夫婦に立ち会いとして出ただき、こういった申請人が南房総市ですので、大曾根の渡邊委員にもご同行いただきまして現地調査をいたしました。現地は今鈴木さんのほうから説明ございましたけれども、のぞみ野に住んでおられる方が一部家庭菜園をしております、あとは、耕作地で荒れておりました。息子さんの話によりますと、実家のほうでは米と、それから畑のほうはナバナを中心に栽培されているとのごことでございまして、お米につきましては、以前はコシヒカリだけつくっておりましたけれども、消費者の方々に直接販売したいということで、ミルキークイーンとかという品種をつくり始めて、それが非常に評判がよくて、現在はコシヒカリは全然つくらずにその品種だけで全部直接消費してしまうということでした。野菜のほうもできれば市場出荷ではなくて直接消費者に販売したい。そういう考え方で、この岩井の土地がもし購入できれば、そこにいろいろな品目のものをつくり試行錯誤しながら、消費者の皆様にご喜ばれる、そういうものを見つけたい。もしそういうものが見つかったら、実家のほうでそれを栽培をしていきたい、そういうお話でございました。機械類は今全然ございませんけれども、約7畝ですのでトラクターの必要はないと思いますので、耕運機のほうは実家のほうから持ってきて、耕運機で耕しながらいろいろなものをつくっていききたい、そのようなお話でございました。本人も相当やる気満々の感じを受けましたので、どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り直ちに採決いたします。

議案第2号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の3については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の1についてご説明申し上げます。

議案4ページをごらんください。本件は、木更津市に在住の個人が、市内在住の親族が所有する農地を使用貸借によって借り受け分家住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件については、25年7月5日に提出がなされております。

総会資料の21ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦公園の北西に位置し、前面道路に水道管、ガス管の埋設がありますが、市街化調整区域内であり、第1種農地と判断されます。建物の配置については、総会資料22ページのとおりであり、排水については道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、その後、雨水と合流の上、既存の道路側溝へ排水されます。

総会資料23ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、佐久間正夫委員。

○15番（佐久間正夫君） 15番の佐久間です。先ほど事務局から申請地、たちばな通りの〇〇〇〇のすぐ斜め前ですね。その申請地で、これ7月15日9時、代理人の行政書士さん立ち会いで、〇〇〇〇行政書士立ち会いで現地を確認したところ、畑にあって今までキャベツを作付していたところなのです。それを分家住宅として、賃貸住宅で居住しているが、手狭になったためこちらへ、土地を親から借りて建てたいということで、それで上水道は市の水道、それで浄化槽は合併浄化槽で道路の側溝へ流すということ。電気は東京電力。ガスはプロパンだそうです。よろしくご審議をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。賃貸住宅に居住していて手狭になったということのようですが、〇〇〇様の家族構成いかがでしょう。教えていただけますか。

○15番（佐久間正夫君） 今現在、夫婦と子供1名です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の2について、事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の2についてご説明申し上げます。

議案4ページをごらんください。本件は、市内の個人が、市内在住の親族が所有する農地を売買により取得し、農家住宅用地に転用したいとする案件です。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件については、25年6月24日に提出がなされております。

総会資料24ページの位置図をごらんください。申請地は、のぞみ野泉台公園の北側に位置しており、のぞみ野地区の市街化区域に隣接していることから第3種農地と判断されます。建物の配置については、総会資料25ページのとおりであり、排水については道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、その後、雨水と合流の上、既存の道路側溝へ排水されます。当該地の状況は、総会資料26ページの写真のとおりであります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、篠原覚委員。

○4番（篠原 覚君） 4番、篠原です。7月16日の午前9時に代理人の〇〇さんと一緒に現地を確認しました。申請地は、事務局からお話のあったとおり、のぞみ野団地に隣接しておりまして、現状は総会の資料の26ページの写真のとおりでありました。この方は事務局の説明のとおりであります。兼業農家の〇〇〇〇さんが、祖父母、両親と同居しているが、子供の成長で手狭となったため、おじの〇〇〇〇さんから農地を買い取り農家住宅として転用したいというものです。特に問題はないと考えますが、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。どうぞ。

○27番（榎本雅司君） これは農業者住宅ということで。

○4番（篠原 覚君） 農家住宅。

○27番（榎本雅司君） 農家住宅ということだと、基本的にはその周りに農地があるということ、ここが手狭で、祖父母から買って手狭で、新しく農家住宅を建てるということですよ。そうすると、元屋敷の農地、農家住宅はどうされますか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局説明してください。

○事務局（森 博君） もともとの土地が〇〇〇〇様が世帯主の農家世帯でございまして、その中で〇〇様の従事日数が30日、〇〇様の従事日数が90日となっております。ご実家と共同で農業を営まれている。ただ、手狭になった関係でこちらに住宅を取得するという。農地の場所については、ちょっと今手元に資料がございませんので、農地の点在の状況については今手元資料がないのでお答えできないのですが。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○27番（榎本雅司君） 主たる農家というのは、分家された方。それとももといた祖父母ですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 世帯主である〇〇様が30日、あと、〇〇様から見て子供に当たる〇〇さんという方が65日。〇〇さんの子供に当たる〇〇さんが90日となりますので、農業経営者としては〇〇さんということで申告のほうはいただいております。ですから、これを〇〇さんはお手伝いをされている方、現状の申告では。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○27番（榎本雅司君） これ以上突っ込まない。農家住宅と言わないのではないですか。

以上です。余り突っ込んでもしようがない。

あと、都市部のほうで、ここ調整区域になりますので、その辺の指導とか何か、そういうのは何も聞いていない。いいです、また後で。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○27番（榎本雅司君） 結構です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方。どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。開発許可はどのようになっていますか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 開発が必要な案件であれば、そういう許可書をつけていただいているのですが、けれども、これ今現在ないので。

○18番（川名康夫君） でも、住宅建てるのだから、開発許可申請がなければ、建てられないから。

○議長（中川喜一郎君） ちょっと済みません。暫時休憩をお願いします。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

事務局。

○事務局（森 博君） 申しわけありませんでした。開発の許可につきましては、都市整備課に確認いたしましたところ、この案件は不要であるということを確認ができました。申しわけありませんでした。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第3号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の3を議題といたしますが、議案第3号の3ないし議案第3号の4については関連がありますので、議案第3号の3ないし議案第3号の4については一括して事務局の説明を求めます。

森君をお願いします。

○事務局（森 博君） 議案第3号の3並びに議案第3号の4についてご説明申し上げます。

議案4ページをごらんください。本件は、市内の法人が、市内在住の所有者から農地を売買によって取得し、長屋住宅1棟、建て売り分譲住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件については、25年7月5日に提出がなされております。

総会資料27ページの位置図をごらんください。申請地は、前面道路に水道管、集落排水管が埋設され、おおむね500メートル以内に公共施設が存在することから第3種農地と判断されます。建物の配置については、総会資料28ページのとおりであり、排水については、道路占用許可の申請がされており、雨水は既存の道路側溝へ、汚水は集落排水管へ排水されます。

29ページに現地の写真を添付しております。本件転用については2筆が対象となりますが、〇〇―〇が長屋住宅用地、〇〇番地が建て売り分譲住宅用地となっております。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりました。

本案件につきましては、16日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番の地引です。運営委員会の委員長報告をいたします。

議案第3号の3並びに議案第3号の4については、建て売り分譲住宅用地への転用であります。運営委員会を開催しましたので、その経過と結果について報告いたします。

4月16日の午後、農業センター会議室において審査をすべく参集したところですが、運営委員会として許可、不許可の結論を得るための情報収集ができなかったことから、運営委員会の結論としては審査保留と決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件は、運営委員会委員長から運営委員会において審査保留との報告がありました。よって、議案第3号の3ないし議案第3号の4については、今の報告のとおりであることから、今回は採決を行わないで継続審議ということでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、運営委員会で保留という、その理由をちょっと教えてほしいのですけれども。何で保留にされたか。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○運営委員会委員長（地引正和君） 今まで農業委員会始まって以来だと思うのですけれども、現地に行ったところ、代理人も誰も来ていなくて現地の説明ができない。結局誰もいないということは、誰も質問もできなかったというようなことで、これではとてもやれないということで来月以降という形になりました。

以上です。

○24番（渡邊喜一君） わかりました。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○24番（渡邊喜一君） はい。

○議長（中川喜一郎君） では、そのようにしたいと思います。

事務局、よろしく申し上げます。

次に、議案第3号の5を議題といたしますが、議案第3号の5については、委員本人にかかわる案件で、農業委員会法第24条の規定により、議事参与できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

22番、葛田さん、退席をお願いします。

〔22番 葛田吉弥君退席〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、議案第3号の5を議題としますが、議案第3号の5ないし議案第3号の6については関連がありますので、議案第3号の5ないし議案第3号の6については一括して

事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の5並びに議案第3号の6についてご説明申し上げます。

議案5ページをごらんください。本件は、市内の農事組合法人が、市内在住の所有者から農地を賃貸借によって借り受け、農業用施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

なお、本件については、平成25年7月2日に提出がなされております。

総会資料30ページ的位置図をごらんください。申請地は、農業振興区域内の農用地であります。さきの農業振興審議会におきまして用途変更の手続が行われ、農地から農業用の施設へと変更されております。建物の配置については、総会資料31ページのとおりであり、排水については道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理の後、既設の側溝へ、雨水は排水抑制として極力敷地内浸透にて処理し、既設側溝へ排水されます。

総会資料32ページに現地の写真を添付しております。本件転用については、2筆が対象となりますが、北側に位置する土地が〇〇番地、南側が〇〇番地となっております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりました。

本案件については、16日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。議案第3号の5並びに議案第3号の6については、農業用施設用地への転用であります。運営委員会を開催しましたので、その経過と結果について報告いたします。

7月16日の午後3時より現地確認を行い、午後3時30分より農業センター会議室において審査を行いました。現地確認には、〇〇〇〇〇〇組合員に出席をいただき、現地で状況説明をいただきました。現地は、横田耕地のほぼ中央に位置しており、もみ運搬の効率化が図られるとともに、隣接する市道三箇横田線については道路拡幅の計画もあり、JA等への出荷についても利便性のある住宅地となっております。審査会には、譲り受け人、譲り渡し人及び〇〇〇〇〇〇組合員に出席していただきました。事務局における議案説明後、譲り受け人に今回の計画に関する事業計画について説明を求めました。事業の内容ですが、農地2,012平米を利用し、米乾燥調整施設、もみ殻収容ハウス、各1棟を建設しようとするものであります。

主な質疑については、資金の調達について、借入金の返済について、資金所要額のうちその他の内訳について、以上のようなことがありました。全体的な意見としましては、防音、防じんを考慮すると住居区域から離して建築することは必要なことである。農業の利便性向上に必要な施設建設と考え

られる。地権者、組合ともに農業の維持向上が期待される。以上のようなことから、採決の結果、全員賛成にて許可すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 報告が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。どうぞ。

○25番（長谷川重義君） 25番、長谷川です。1つちょっと疑問があるので聞きたいのですが、理由の中に規模拡大を目指してとありますけれども、この規模拡大を目指すということでもいいのかということと規模拡大の見通しは大丈夫なのか。その辺をお伺いします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局お願いします。

○事務局（森 博君） 横田耕地の中央に位置する位置関係から〇〇〇〇組合という名称ではございますが、〇〇に限った話ではなく、依頼があれば処理をしていくということから規模拡大ということ。

あと、もう一点、済みません。ご質問が。規模拡大だけでよろしいですか。

○25番（長谷川重義君） それでいいです。わかれば。転用理由に書いてあったからということで。もう既にあるものをわかっていてやるのだらうと思っているわけ。だけれども、規模拡大と書いてあったから、さらに広げるのかなと思った。わかりました。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。もみ殻の飛散を防止するような計画は十分されているのか。

○事務局（森 博君） 具体的にこの飛散防止の策をどう講じるかということは伺っておりませんが、この施設内に収容ハウスを建築するというので、それ以上の飛散を防止する施設であるというふう考えます。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

それでは、議案第3号の5ないし議案第3号の6について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の5ないし議案第3号の6については許可相当と決定します。

〔22番 葛田吉弥君着席〕

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号の7について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の7についてご説明申し上げます。

議案5ページをごらんください。本件は、市内の個人が、市内在住の親族が所有する農地を使用貸借によって借り受け、専用住宅用地に転用したいとする案件です。土地の所在、権利関係等は議案記

載のとおりでございます。なお、本件については、平成25年7月5日に提出がなされているところでございます。

総会資料33ページの位置図をごらんください。申請地は、百目木公園の南西側に位置しており、住宅と農地が混在する小集団の農地であることから第2種農地と判断されます。建物の配置については、総会資料34ページのとおりであり、排水については道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、その後、雨水と合流の上、既存の道路側溝へ排水いたします。

総会資料35ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

5番、柳井進委員。

○5番（柳井進君） 5番、柳井です。7月17日午後1時に譲り渡し人の〇〇〇〇さんと代理人の株式会社〇〇〇〇〇〇の〇〇さんの立ち会いのもと現地を確認しました。ただいま事務局からの説明にもありましたが、場所は百目木公園から富岡大橋を渡り右方面。譲り渡し人の自宅の道路を挟んで向かいにあり、本件は譲り受け人が義理の父親である譲り渡し人から使用貸借にて借り受けるものです。譲り受け人については、家族4人で実家の離れに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、当該地を利用し、使用貸借にて建築計画したとのこと。現地確認したところ、何ら問題はないものと思われ。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第3号の7について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の7については許可相当と決定します。

◎議案第4号 平成25年度第4次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 平成25年度第4次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第4号についてご説明いたします。

利用集積計画書（案）11ページをお開きいただきたいと思います。今回の申請は、利用権の設定が15件で5万7,813平方メートルとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

〇〇〇〇さんですが、申請面積は42.26アール。

ちょっと番号飛びまして、整理番号25—7—9、〇〇〇〇さんですが、申請面積は18.95アール。

整理番号25—7—2から25—7—8及び25—7—10及び25—7—11、株式会社〇〇〇〇については、個人から農業生産法人となりまして、既存の借り受け地の更新と県営横田地区土地改良事業の換地に伴う再設定と合わせて、申請件数は9件で、申請面積は合計で457.19アールです。

有限会社〇〇〇〇〇〇については、申請件数は4件で、申請面積は合計で59.73アールです。整理番号25—7—12から25—7—15につきましては、農地利用円滑化団体である君津農業協同組合のあっせんによる申請です。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、4ページの上の欄と、それから7ページの上の欄、4ページのほうは訂正をして、その後何も書いてない。賃借の支払いとか云々とか書いてあるけれども、これについて金額とかその辺が書いてない。

それから、あとは7ページのほうの〇〇〇〇〇〇が会社の名前がダブっていたようです。こういうものはきちんと用紙を使い切って提出するように指導はできないものですかね。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、まず、今1ついただきました4ページの件についてご説明申し上げます。

4ページの件につきましては、25—7—7となります。こちら件数が、筆数が多かったので、2枚続けて書いてございます。それで、面積のほう、そこの分の面積の合計が消されておりまして、7筆合計で1万268平方メートルということで、合計欄のほうの数値を下の欄のほうに記載されておるところでございます。

〇〇〇〇〇〇につきましては、こちら円滑化団体のほうの作成の資料でございましたが、農業委員会のほうでも作成資料をもう一度確認するなりして、今後こういった二重押しですとか書類の不備がないような形で指導に努めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

#### ◎報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 報告第1号についてご報告いたします。

議案6ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたのでご報告いたします。なお、専決処理期間は6月1日から6月30日までです。

引き続き、報告第2号についてご報告いたします。議案8ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたのでご報告いたします。なお、こちらについても専決処理期間は6月1日から6月30日までです。

引き続き、報告第3号についてご報告いたします。議案14ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので報告いたします。

報告は以上でございます。

#### ◎その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かございますか。

○事務局（小藤田光男君） ございません。

○議長（中川喜一郎君） 私のほうから1点だけ。最後のほうで、その他耕作放棄地全体調査、これにも関連するかもわかりませんが、実は6月の市議会の席におきまして、議員さんから農業委員会のほうに問い合わせございました。5月の多分総会のときに私のほうから、これから新しいこのメンバーで検討して進めてまいりたいという話をいたしました。その関連で農業委員会として耕作放棄地等、こういう前役員さん方が第三者の土地を借りてモチ米と野菜をつくったり米をつくったりと、そういうことがありましたが、私が5月に言ったものが、その関連で同じようなことをやるほかないと思いますが、これから先、何かみんなでやるために、いずれ部会等を立ち上げてやったらどうかな、その

話を。私は、その席では新しい役員で前向きに検討したいと、そういう返事だけはいたしました。私からは以上でございます。

事務局、先ほどなしと言いました。

◎閉 会

○議長（中川喜一郎君） ということで、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして第6回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時30分 閉会